

大和市公告第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、大和都市計画防火地域及び準防火地域の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和5年11月14日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類

大和都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

大和市深見西三丁目から六丁目までの地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市深見西七丁目及び八丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課

4 縦覧期間

令和5年11月14日（火）から同月28日（火）（午前8時30分から午後5時15分まで）。

ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。